

# 令和6年度 大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和6年7月31日(水)午後3時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員  
公益代表：井田委員、松隈委員、本谷委員  
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員  
使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局  
大分労働局：本多労働基準部長、竹内賃金室長、幡手賃金室長補佐
- 5 議題  
(1) 賃金実態調査結果報告等各種資料説明について  
(2) 金額審議について  
(3) その他
- 6 議事録

## 賃金室長

委員の皆様には、本審に引き続きの審議になりますが、よろしくお願いいたします。

本専門部会は、全員が御出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしくお願ひします。

## 部会長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

それでは本日の議題に入ります。まず議題1の「賃金実態調査結果報告等各種資料説明について」に入ることとします。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

【「賃金実態調査結果報告」等について説明】

部会長

ただ今の、事務局の説明に対して、何か御質問等はありませんか。

二宮委員

一点よろしいですか。資料に令和6年までの未満率が載っていると思うのですが、これは毎年確認している時期は7月に確認しているということよろしいでしょうか。

賃金室長

調査時期は毎年同じ7月で、6月の実績を確認しています。

二宮委員

毎年確認しているということですね。

部会長

よろしいでしょうか。

二宮委員

はい、ありがとうございます。

部会長

それでは次に、議題2「金額審議」に入ります。

金額審議は例年、まず初めに、本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方を、労使双方にお伺いし、その後、公労、公使に分かれて協議し、それを公益が調整していくという形で進めています。本年度も同様の進め方としてよろしいかどうか、各委員にご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【意見なし】

部会長

それでは、その形で金額審議を進めていくこととします。

では、まず、本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方について、労使各側から説明をお願いしたいと思います。

まず、労働側委員からよろしいでしょうか。

藤本委員

労働者側の主張ということでご説明いたします。資料2のとおり、昨年の改定で全国加重平均1,004円、前年からプラス43円となったわけですけれども、我々連合が掲げる「誰もが時給1,000円」という目標はまだ達成されていない。この金額、1,000円は超えてきましたけれども、この水準では年間2,000時間働いても年収については200万円程度にしかならないということで、全ての働く者のセーフティネットとしては不十分だと考えております。

また、地域間の額差の是正も大きな課題と認識をしております。深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ地方部から都市部へ更なる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白であると考えております。

昨年の審議の中でランク分けが変わりましたけれども、Cランク県を中心に多くの地方で地域間額差の縮小につながる、目安額より大幅な上積みを獲得していますけれども、まだ是正に向けて引き続き取り組む必要があると考えているところでございます。

また、今期の春季生活闘争において、賃金の引き上げにこだわり様々な取り組みを行った結果、多くの最終集計では33年ぶりの水準の賃上げを実現することができているという状況でございます。

多くの未組織労働者には労使交渉の機会がないということでありますから、我々組織労働者がしっかり取り組みを進めていき未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくということが、私達に課せられた責務と考えるところであります。

また、大分県における最低賃金について昨年、899円ということになり、昨年、一昨年と過去最高の引き上げ額になりましたけれども、やはりまだ目標としていた金額からは不十分だという認識でございます。

先ほどの数値にもありましたけれども、899円では2,000時間働いても年収が180万円に届かないという状況でございます。誰もが時給1,000円を実現した上で、連合本部が制定しています連合リビングウェイジ1,050円を参考にすべきであると考えております。

また、福岡との差というのも非常に問題だと思っているところであります。隣接する福岡県の941円とはまだ42円の差があるということで、人口の流出につながっていくのだろうと考えているところであります。

加えて、中小地場企業の賃上げ実現に向けては、物価上昇に負けない適切な賃上げ原資の確保も含めて、適正な価格転嫁に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えております。

大分県内の現時点での労使交渉の結果、目標である5%の賃上げは実現ができておりますから、これをしっかり広めていきたいと考えております。

今後の最低賃金の審議も、大分県としての自主性発揮と九州全体の底上げをリードする観点において、極めて重要な審議になるということが我々の主張でございます。よろしくお願いいたします。

## 部会長

次に、使用者側委員よろしいでしょうか。

## 藤野委員

資料3をご覧いただきたいと思います。

まず1点目は、中小企業を取り巻く状況でございますが、エネルギー資源や原材料価格高騰による物価高、それに加えまして歴史的な円安傾向ということで、経営環境は依然として厳しい状況が続いていると思っております。

日銀大分支店が発表しました、いわゆる短観の6月調査分の業況判断DIは前回3月調査から製造業では2ポイント減少してプラス8、非製造業では12ポイント減少しプラス20、全産業では7ポイント減少してプラス16と悪化をしております。

次回9月の先行きの見込みは全産業で5ポイント減少してプラス11ということで、製造業、非製造業とも悪化を見込んでいる業種が多くなっているという状況でございます。

一方で仕入価格の判断D Iでは、製造業がプラス42、非製造業がプラス48、全産業ではプラス45と、依然として高くなっておりまして、次回9月は全産業でプラス48と予測して、今後も燃料価格や原材料価格高騰の影響は続くという見方をしているようでございます。

雇用人員判断のD Iでは、全産業でマイナス30であり、次回9月も全産業でマイナス36と予測して、人手不足感も更に強まるという状況でございます。

それから、今年の春季労使交渉では中小企業を含めて多くの企業が昨年に続き大幅な賃金引き上げを実施しておりますけれども、労働事情の逼迫を背景として、人材確保・定着のために業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げる、いわゆる防衛的な賃上げを行った企業も多くあるということも考慮していく必要があるのではないかと思います。

2点目としまして、改定審議における基本的考え方でございますが、昨年の最低賃金は、「より早期に全国加重平均1,000円以上」を目指すという政府方針や近年にない物価上昇による生計費への影響等を考慮して、目安額を参考に改定審議を行った結果、45円、5.27%の過去最大の引き上げとなりました。その結果として影響率20.8%となり、その言葉どおり中小企業に与える影響は増大しております。

地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの強行法であります。

最低賃金の引き上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であると考えております。

3点目としまして、今年度の改定審議に当たってということで、物価高騰や春季労使交渉における賃金引上げ状況及び人材確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解できます。

最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法で定めた 労働者の生計費、 労働者の賃金、 通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮する必要がありますけれども、特にエネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、労務費も含めた価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえると、我々としては3点目の「通常の事業の賃金支払能力」を重視したいと考えております。

その上で、景気や経済の実態を表した各種指標やデータに基づいた納得感のある慎重な審議を行うべきと考えております。以上でございます。

部 会 長

ただ今、労使双方より本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方についてご説明いただきました。

説明内容につきまして何かありませんか。

公益委員もありませんか。

【意見なし】

部 会 長

それでは、ここからは、労使委員双方からの基本的な考えを踏まえて公労会議、公使会議に入ることとしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

【意見なし】

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入ることとします。

事務局から協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、当会議室となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労使委員の皆様には、3階の会議室をそれぞれ控室として用意しています。事務局でご案内します。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしく願いいたします。

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入る前に、それぞれ検討いただく時間が必要かと思いますが、時間はどのくらい必要ですか。

労側はどのくらい必要ですか。

労働者代表委員

10分です。

部 会 長

使側はどれくらい必要ですか。

使用者代表委員

公労会議が終わってからで大丈夫です。

部 会 長

了解しました。それでは公労会議、公使会議に入りたいと思います。まずは、公労会議からさせていただきたいと思いますが、15時20分から始めたいと思います。

労側には、協議開始時刻の少し前に呼びに行きますのでよろしくお願ひします。

それでは、それぞれ控室でご検討をお願いします。

部 会 長

それでは公労会議を始めます。

(二者会議)

部 会 長

それでは、全体会議を再開します。

労使それぞれから御意見をお伺いしました。

労働者側委員からは、

- ・ 連合リビングウェイジにできる限り早期に近づけていきたい
- ・ 大分県の高卒の労働者の初任給から割り出される時給、パートタイム労働者の募集賃金下限を引き上げたい
- ・ 依然として福岡県の最低賃金との額差が大きいということも踏まえできるだけ上げていくべきではないか

などのご意見がありました。

一方、使用者側委員からは、

- ・ 50円という目安額が出されたが、この目安設定については中小企

業の実態を必ずしも反映していないのではないか

- ・むしろ日商が出している賃上げ率というものを基準とした方が、より中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定が可能になるのではないか

などのご意見がありました。

現時点では金額については一致を見ず、本日は結論をまとめるまでに至らなかったため、引き続き協議していきたいと思いますが、ここで、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

#### 【意見なし】

部会長

なければ、事務局から連絡事項をお願いします。

賃金室長

次回の専門部会を、8月2日（金）午前10時から、この会場で開催をお願いしたいと思います。

部会長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、二宮委員、藤野委員をお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。